

令和 6 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月20日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時14分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 木村 恵 議員
2. 渡部 修之 議員
3. 若山 武信 議員
4. 今野 宙 議員
5. 丸山 勝正 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
3	6	若山 武信	1. 高齢者支援について 2. カスタマーハラスメントについて 3. 市史編纂について
4	2	今野 宙	1. 一般行政について 2. 教育行政について
5	3	丸山 勝正	1. 歯科健診について 2. 遊休公共施設について 3. エルム高原のイベントについて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	1	木村 恵	1. 物価高騰による影響について 2. あかびら市立病院について 3. 市民の健康について 4. 警察署の再編について
2	4	渡部 修之	1. 上水道事業について 2. 市制70周年事業について 3. 地域公共交通計画について 4. 社会教育について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
2番 今野 宙 君
3番 丸山 勝正 君
4番 渡部 修之 君
5番 安藤 繁 君
6番 若山 武信 君
7番 伊藤 新一 君
8番 北市 勲 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 渉 君

教育委員会教育長	高橋雅明君
監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	大川佳彦君
農業委員会会長	吉本政史君

副市長	永川郁郎君
総務課長	櫻庭敏夫君
企画課長	成田博之君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	柳町隆之君
市民生活課長	斎藤政弘君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉陸君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	安原敬二君
建設課長	清水亘君
上下水道課長	平田亘君
会計管理者	山口正己君
あかびら市立病院 事務長	杉浦圭輔君

教育委員会 学校教育課長	伊藤彰浩君
〃 社会教育課長	梶哲也君

監査事務局長	西井芳准君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	櫻庭敏夫君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	安原敬二君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、8番北市議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、物価高騰による影響について、2、あかびら市立病院について、3、市民の健康について、4、警察署の再編について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号1番、無所属の木村恵です。よろしく願いいたします。

件名の1、物価高騰による影響について、項目の1、物価高騰支援について伺います。要旨の1です。一体いつまで続くのかという感想ですが、物価高騰が止まりません。6月に入りましたが、今月から加工食品や菓子ははじめ614品目で値上げとなりました。天候不順などを受けた原材料の高騰による値上げが目立っているようですが、今年10月までに値上げが予定されているもの、これ8,269品目あるそうです、1月から6月まで既に値上げされたものを含め、

それでいえば、円安の影響が値上げの要因になっているものの割合が29.2%、去年の同じ時期の値上げ品目数に占める割合から見ると大きくなってきているということです。この止まらない円安により、さらに食品値上げの品目数が今後増えることも見込まれているという報道もあります。物価高騰支援給付金あるいは定額減税などが今行われておりますが、市民の生活は十分支えられていると言えるでしょうか。畠山市長は、執行方針において物価高騰支援としてスーパープレミアム付商品券の発行助成などを継続するという事を述べられております。これを8月頃実施されると思いますが、それだけで市民生活を支えられると考えているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 物価高騰支援についてでございますが、国の総合経済対策として6月から定額減税が実施されます。一定額が所得税と住民税から控除されることとなり、定額減税の対象とならない住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯には給付金が支給されます。今回の補正予算で提案させていただきますが、令和5年で実施しました非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業につきましては住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯への給付による支援をそれぞれ令和6年度において新たに対象となった世帯に対しましても同程度の10万円を給付、加えて給付金の対象世帯のうち18歳以下の子供を扶養している世帯に対して子供1人当たり5万円を給付する予定でございます。スーパープレミアム付商品券発行助成につきましては、7月中に市民の皆様にお知らせし、8月中旬頃には販売できるよう商工会議所のほうで準備を進めていただいております。通常の1,000万円に加えて、令和6年度につきましても物価高騰分を含めた助成額を1,500万円とし、総額9,000万円の商品券となりますので、多くの方にご利用いただき、市内の消費活性化の一つとなればと思っております。市民の皆様には、物価高騰の影響を受け、家計のやりくりが大変だとは思いますが、定額減税や給付金、商品券などの事業で

一時的にでも経済的な負担が軽減されることを期待しております。今後の新たな支援につきましては、財政的なことも鑑み、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕特に新たな支援はないと、現時点では赤平市独自の対策としては8月のプレミアム付商品券によるもので十分支えられているという判断なのだろうというふうに受け止めました。現在家計を圧迫しているこの物価高騰は、先ほども言ったように円安による影響というのは非常に大きいと、さらには今電気代、これ5月から上がっておりますけれども、6月にはさらに値上げとなる見込みと今言われております。これの要因は、政府の補助金が終了するということです。つまり家計圧迫する原因が政府の政策判断によるところが大きいと、国による経済対策が当然であり、今回は総合経済対策、本定例会において補正予算で提案予定だということでしたので、自治体の判断としては理解できるのではないかと思います。国の物価高騰支援給付金、定額減税については、既に報道も多く、今答弁でも説明をいただきました補正提案もありますので、そこで議論されることとして、今後は電気、ガス、燃油、今日ちょっと下がったというニュースありましたけれども、電気、ガス、燃油の高騰など、いわゆる多重の家計負担、そういったものが続くことが予想されていくと思います。物価高騰のみならず総合的な市民生活支援については、引き続きしっかりと検討、対策を行っていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。物価上昇のスピードに追いつかない価格転嫁、人件費などのコストアップ、そういったものに耐え切れず倒産が増加しているという報道があります。5月の物価高に起因する倒産は87件となり、前年同月比47.4%の増、コロナ禍以降で最多を更新したということです。市民生活もさることながら、この物価高騰と併せて電気代、ガス代、先ほども言いましたが、値上げも加

わり、事業者においてはさらに影響が大きいと考えます。消費喚起対策、これは重要な施策ということには私も賛同しますし、当然ないよりはあったほうが売上げの伸びも見込めるということで、全く還元されていないわけでは当然ありませんが、プレミアム付商品券ですけれども、正直事業者の方々からすると手数料などもこともあり、それほど喜ばれてはいない、当然ないよりあったほうがいいということですが、市内の事業者の方々の現状を把握して支援策を講じる必要もあるのではないかと考えますが、支援策等の必要性についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君）事業者への物価高騰支援についてでございますが、日常的に必要な食料品や消耗品、価格の低い商品の値段を上げることについては大手メーカーとは違い、地方の中小企業や商店にとってはなかなか難しい問題であると思っております。市内の商店や企業におかれましても原材料の高騰ですとか、人件費などの経費の増加、また人手不足や人材の活用などいろいろな課題があるというふうに思っております。物価高騰対策として続けてきた電気、ガス料金への補助金は一旦終了することから、値上がり懸念されますが、今のところは国や道の支援策など情報の収集、提供をしながら、先ほども申し上げましたが、定額減税や給付金、スーパープレミアム商品券などにより一時的ではありますが、負担軽減につながればと思っております。企業の人材確保につきましても合同企業説明会や人材育成事業など、また商業の活性化につきましては商店街振興対策協議会のキャンペーンなどの事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕例えば今月は焼きノリが上がったので、おにぎり値上げしますと、オリーブオイルが今回上がったので、スパゲッティ値上げしますと、飲食店でこのようにその都度その都度値上げをしていくなんてことは当然できないわけなのです。小売業では、価格転嫁すぐにできないわ

けではありませんが、もとより大手の仕入れから比べると優遇もされておりませんし、価格転嫁が即売上げの減少につながるということになります。納品業なんかでもそうですけれども、これは上がったので、この価格で納めますということではほかから取りますということになってしまうのが現状なのです。テレビの経済評論家の方やコメンテーターの方などは、高くなった物価に国民が慣れるべきだと言うような人もいらっしゃいます。そうなれば、価格転嫁も当然しやすいのですが、そもそも所得が増えていないのに慣れようがないのだというふうに私は思うのです。今回の定額減税についてもですけども、幾ら明細に減税額記載されても消費に回るということのはなかなか想像できないというふうに思います。さらに言えば、事業者の方々はこの定額減税によってさらに事務負担が増えて人件費まで増えるところも出てきているということです。国や道の支援策、情報収集、これ重要だと私も思うのですが、まずは市内の事業者さんの状況を把握することこそ必要なのではないかとこのように考えるのです。商業の活性化のキャンペーンなどの実施というのは、いいことだと思いますが、併せてやはり事業者さんの現状、どういうふうに置かれているのか、どういったことが必要なのか、そういった声をよく聞いて対策を講じていていただきたい、このように思います。

次の質問に移ります。件名の2、あかびら市立病院について、項目の1、診療報酬改定の影響について、要旨の1です。今般の診療報酬改定は、物価高騰、賃上げ、医療DXなどの推進、それによって質の高い医療の実現、また新興感染症などの対応、そういった課題、患者負担、保険料負担などの影響、そういったものを踏まえて行われたというふうに言われています。総合的にプラス0.88%の改定となっております。改定項目は、大きく8つに分類されておりますが、賃上げ、基本料等の引上げについて新しく外来・在宅ベースアップの評価料、入院のベースアップ評価料というものがあります。報道などで

は、初診料が従来より30円増、あるいは再診料は20円増、入院基本料は病棟の種類に応じてですけれども、1日当たり50円から1,040円の増ということがあります。実際に患者となる市民に対する影響、負担増はどのようになるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） 診療報酬改定の患者となる市民に対する影響についてでございますが、当院において影響のある項目として外来においては初診料、再診料、医療情報取得加算、一般名処方加算、そして新たな項目であるベースアップ評価料、医療DX推進体制整備加算があります。初診でプラス190円ほど、患者負担は1割負担で19円、3割負担で57円ほど、再診でプラス90円ほど、患者負担は1割負担で9円、3割負担で27円ほど増加する試算です。入院では、病床ごとの入院基本料に加え、医師事務作業補助体制加算、データ提出加算、後発医療品使用体制加算、そして新たな項目であるベースアップ評価料などで一般病床に入院される3割負担の方で1日200円ほどの患者負担増と考えられますが、入院においてはこれまでも自己負担限度額に達している方がほとんどですので、実質入院費の患者負担は変わらないものと思われま。しかし、自己負担限度額に含まれない食事療養費については、所得区分が一般の方で1食30円の増加となり、30日にすると2,700円の負担増が見込まれると思われま。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 今の答弁で患者負担についてそれほど大きくなることはないということが分かったのではないかと思います。それでも多少の負担増というのは今の金額のようにあるので、これについては診療控えなどにつながらないことを願いたいというふうに思うのです。現行の保険証、これ廃止期限が今年の12月2日となる予定ですけども、マイナ保険証の利用率が上がっていない、こういうふうに使われています。政府は、その加算に

よって医療機関から患者に対してマイナ保険証の利用を促してもらいたいということっておりますが、市立病院ではどのような対応を取っているのかお伺いしたいと思うのです。また、今回の医療報酬改定において現行の保険証とマイナ保険証により患者負担というのが変わるのかどうかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） マイナ保険証についてでございますが、当院では外来患者のマイナ保険証利用率は令和5年度約0.7%となっております。利用促進に向けては、ポスターの掲示、受付、会計窓口でのお声がけを行っております。患者負担については、初診でマイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合は診療情報取得加算がマイナス2点、自己負担1割では2円、3割では6円の減額となります。再診では、マイナス1点、自己負担1割では1円、3割では3円の減額となることとなっております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 これによってもそれほど負担が変わらないということは、確認できたと思います。今回の改定で患者負担というものは十分考慮されているのではないかと、そういうふうに言えるのかなと思います。マイナ保険証の利用率、利用というのが進んでいないというのがやはり今の答弁でも分かると思います。これ全国的なことだと思しますので、あれですが、正直不便になっているというような声も聞いております。このままいけば、先ほど言ったように現行の保険証は廃止というふうになってしまいますので、混乱のないように対応のほうをしっかりしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。生活習慣病のところですが、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料などの再編というのが今回行われ、この分野に関してはマイナス改定となっております。特に変わったところでいうと、特定疾患療養管

理料の対象疾患から生活習慣病である糖尿病、脂質異常、高血圧を除外し、療養計画書への同意や診療ガイドラインを参考にすることを要件とした出来高算定による生活習慣病管理料2というのが新たに新設されるということなのです。医師、看護師の業務にも大きく負担が生じるのではないかとというふうに予想され、当然患者の同意という部分についても丁寧な説明が求められることが想定できます。具体的にどのような改定となり、経営的な影響などどう試算しているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） 生活習慣病を中心とした管理料等の改定による影響についてでございますが、これまで外来では特定疾患療養管理料として約40疾病に対し治療計画に基づいた療養上必要な管理を行った場合に診療点数で87点を算定しておりましたが、今回の改定によりその40疾病のうち高血圧症、糖尿病、脂質異常症については生活習慣病管理料のみで算定できることとなりました。そのうち、従来検査を包括算定するものを生活習慣病管理料1、そして包括算定しない生活習慣病管理料2が今回新設され、当院ではこの生活習慣病管理料2、診療点数で333点を算定対象とする予定です。ただし、この生活習慣病管理料2を算定するためには、より詳しい生活習慣病療養計画を作成し、患者に同意を得るほか、計画を4か月に1回以上は更新する必要があります。また、その計画に基づき栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬について総合的な治療管理、支援、指導を薬剤師、看護職員、管理栄養士等の多職種と連携して実施することが望ましいとされており、現在の人的体制や外来の体制、システム、患者の希望などもあり、全ての対象患者に実施し、算定するのは難しいと考えておりますが、診療報酬にどの程度の影響が出るか今のところ分からない状況であります。しかし、生活習慣病の治療には服薬だけではなく生活習慣の改善が重要で、医療機関での総合的な治療管理は患者にとって病気の重症化防止に大変有益であり、今後外来において計

も市民周知をしていくということが確認できました。急な発症のときに適切な対処ができるように、いわゆる早く適切な治療につながるように带状疱疹について市民周知することというのは本当に大事だと思いますので、その部分はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の要旨の2に移ります。予防についてですが、食事のバランスに気をつける、十分な栄養を取る、睡眠を取る、疲れているとき休みを取るなど、いわゆる答弁にもありましたが、規則正しい生活習慣、こういったことによって免疫力を低下させないことが最も大切だというふうに言われております。しかし、先ほども言ったように加齢であるとかストレスなど回避できない要因というものもあると思います。現在ワクチン接種がこれにより注目をされていると。全国保険医団体連合会の2023年11月現在の調査では、全国で314市区町村、北海道では32市町村で助成が実施をされているということです。この带状疱疹ワクチンの種類及び接種費用は、どうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 带状疱疹ワクチンの種類と費用についてでございますが、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、両方とも50歳以上の方を対象としております。生ワクチンは、毒性を弱めた生きたウイルスを原材料としたもので、接種回数は1回、費用は6,000円から8,000円程度となっております。不活化ワクチンは、ウイルスの感染する能力を失わせたものを原材料としたもので、接種回数は2回、費用は1回当たり2万円から2万5,000円、2回分ですと4万円から5万円となります。予防接種には、予防接種法に基づき市町村が主体となり実施する定期接種と希望者が個人予防として受ける任意接種があり、带状疱疹は后者の任意接種となります。定期接種は、接種費用の一部が国の地方交付税で措置されており、各市町村で自己負担額を設定しますが、任意接種は基本的に全額自己負担となります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] ある程度高額のものだということが分かったのではないかと思います。高額であるために接種を見送る方が多いということから、自治体によっては接種費用の一部を助成する制度をつくっているということなのです。これ早いところでは2021年からやっておりますが、大部分2023年、昨年度から実施されているのです。今年に入っても増えてきているということです。近隣でいえば、歌志内市が今年の5月から実施をしております。今ありました不活化ワクチンでいうと、自己負担額が2万2,000円のところが9,000円の2回、生ワクチンでは3,000円、1回の自己負担になるということ、芦別市も今年の8月から実施予定ということですが、自己負担額が不活化ワクチンは1万1,000円、生ワクチン4,000円ということになっている、それぞれの自治体でまちまちですけれども、こういった助成制度が行われているということなのです。

そこで、質問ですけれども、赤平市でもこの助成制度をつくってはどうかというふうに思いますが、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン費用の助成についてでございますが、近隣市町村でも助成を行っていることは承知しております。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の中では、带状疱疹は数か月以上にわたって継続する神経痛が一定の割合で発生しますが、ワクチンを接種することによって带状疱疹の発症に加え、それらを予防することが期待できます。しかし、そのワクチンに対する費用対効果については、製薬会社によって行われた研究であることを考えますと、やはり中立的な機関による評価が必要であるとまとめられております。このようなことから、国としては定期接種とは判断しておらず、慎重な検討を続けているところであり、赤平市といたしましても国が定期接種として判断した際にはワクチン費用の助成を実施したいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] 国が定期接種として判断した際には、助成を実施したいということでした。つまりは、現時点では行う考えはないというふうに受け取れると思います。予防接種法上、任意接種となるからというところがこの判断の根拠の大きいところになるのかなというふうに思うのですが、予防接種法ではA類疾病があって、A類疾病というのは公的関与の規定があると、B類疾病は公的関与の規定はない、その他のものがいわゆる任意接種となると、法律にないもの。带状疱疹は、水ぼうそうにかかったことがない人に対しては水ぼうそうとして感染するということがありますけれども、それ以外人から人へは感染しないというふうに言われていると。さらに言えば、重症化するリスクありますけれども、致死率等から見るとそれほど高くはないと。恐らくA類には属さないのだろうと思います。定期接種になったとしても今言った公的関与の規定はありませんというB類疾病ということになると思う。そうなった場合でも助成を実施する考えかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) B類疾病になった場合の助成についてでございますが、現在定期接種のB類疾病である高齢者のインフルエンザ等と同様に一部自己負担とはなりますが、市として助成する考えであります。

○議長(竹村恵一君) 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] B類疾病に入った場合は、高齢者のインフルエンザ等と一緒に扱いをしたいということだったのです。法律に位置づけられればということなのだろうというふうに思うのですが、市内の医療機関との連携等もあるでしょうし、市民からそれほど助成を求める声というのも聞こえていない現時点では近隣がやっているからという理由だけでは助成をするという判断に至らないということは私も理解したいというふうに思います。ただ、先ほども言いましたが、任意とはいえ3人に1人がかかると言われている、そして重症化の

リスクもなくはないと。必要と考え、接種したいのだが、やはり高額なため見送るという市民の方々がいたとしたならば、そこに行政が手を差し伸べるといことは否定されないのだろうというふうに思うのです。定期接種になれば、助成を行うということは明言されましたけれども、定期接種に至らなくてもそういった市民の声等が大きくなってきたときはぜひもう一度検討をしていただきたいと、このことは要望したいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の4です。警察署の再編について、項目の1、市民生活への影響などについて、要旨の1です。北海道警察は、2026年の4月をめどに赤歌署、芦別署を滝川署に統合する計画を明らかにしました。赤歌署は、分庁舎として残り、運転免許の更新や相談窓口などは継続され、交番も存続される予定ということです。分庁舎では、パトロールの強化や駐在所の不在解消を図り、近隣警察署では刑事や交通などの専門部署の拡充で事件、事故への対応の迅速化や当直体制、初動捜査の強化、拡充を図ることが報道されました。市民の安心、安全な生活を維持するようスムーズな移行に努めてほしい、畠山市長のコメントが新聞報道で載っていたと思います。ほかの自治体の首長などのコメントも載っておりましたが、やむを得ないというものであったり、防犯が維持できるか不安だというもの、中には北海道警察の方針転換を求めたり、計画の再考を訴えたりしている内容のものもありました。様々な意見が載っていたと思うのです。2年後の統合再編計画ということもあり、今すぐ市民の方々から不安の声が上がるかどうか分かりませんが、この報道を見る限り不便さはさほど感じなくとも不安は少なからず大きくなっていくのではないかと考えます。計画の再考など求めるという考えはないのかお伺いします。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 警察署の再編による統合計画の再考を訴える考えについてでございますが、5月に開催いたしました町内会長会議において赤歌警察

署が滝川警察署に統合される再編計画について赤歌警察署長から説明がございました。議員ご質問の計画の再考などを求める市の考えでございしますが、統合するのは効率化と最適化を目指すものであります。しかし、それだけではなく、市民の安心、安全な日常生活の維持、そして向上させること、これを目的としております。このことから統合が地域社会へ与える影響を十分考慮され、スムーズな移行に努めていただきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 私のみならずその新聞報道だけ見れば、今回の警察署の再編について畠山市長のコメントはいささか淡泊といたしますか、どちらかというやむを得ないというニュアンスに見えた市民の方々も多かったのではないかと思います、お伺いをしました。今の答弁では、いわゆる今回の統合は単に効率化とかだけではないと、市民の安心、安全な日常生活の維持向上、これは当然含まれているものだという認識の下、計画の再考などは求めるつもりはないということなのだと思うのです。今再考については一切なかったもので、そういうことだと思います。私も再編の見直し、いわゆる赤歌署を残してほしいということは訴えたとしても正直ポーズに終わってしまうのではないかと、なかなかこれが撤回されるというのは現時点では難しいのではないかなというふうには考えております。今公表されたということは、当然北海道議会等で十分に議論もされているでしょうし、これから変更されるものではないのだろうというふうに思います。もちろん北海道警察も市長の認識どおり十分市民の生活の安心、安全、これを維持するよう取り組まれることでしょう。しかし、スムーズな移行に努めてほしいという言葉だけでは、市民からすると物足りないのではないのでしょうか。私は、実際そう考えます。当然北海道警察が考えることで、それを見守るというふうに聞こえてしまうのではないかとということです、聞こえ方の問題なのですから。今の答弁で5月に町内会長会議があったと、そこに赤歌警察署の署長さ

んが現れて説明もあったということが分かりました。先ほども言いましたが、現時点では相談窓口であるとか運転免許証の更新など生活に近いところは継続されると、交番も存続するということが不便さは感じないのではないかと思います、さほど。さらに言えば、日頃から市民生活を守ってくれている赤歌警察署の署長さんに対して町内会長さんたちから再編は反対だと、残してくれという声が出なかったとしても、これは不思議はないのかなというふうに思うのです。ただ、防犯という点でいえばですが、私も過去に平岸でお店をやっていたことありますが、自動販売機を壊されて現金を盗まれるというような被害に遭いました。そういうもの、例えば車上荒らしとか、そういうのもそうですけれども、こういった犯罪のターゲットになるリスクというのが警察署の再編統合、こういったものの公表により増えるおそれもあるのではないかとこのように考えるのです。畠山市長が市民の安心、安全な日常生活の維持向上、そういったところは当然含まれるのだという認識の下、この再編を受け入れるということに対して私は理解はしますけれども、それでもいわゆる条件闘争といたしますか、得られるものは得よう、市民のために少しでも安心、安全が向上するようにこちらからの要望なりを発信していくべきではないかというふうに考えるのです。

そこで、次の質問に移りたいと思うのですが、要旨の2です。この報道より前のことになりましたけれども、4月の末、赤平防犯協会をはじめ、町内会連合会などとの連名で防犯カメラの設置等に関する要望書が赤平市議会議長宛てに提出をされております。議員回覧で私も目を通しました。具体的には、各公共施設等における野外防犯カメラの設置、町内会等を対象とした防犯カメラ設置費用の補助事業の創設、家庭用防犯カメラ設置費用補助金の創設ということでした。市長宛てにも同様の要望書が提出をされていると思います。調べてみたところ、実際に札幌市であるとか、浦河町、東神楽町などでこういった補助事業が行われているようでありました。し

かし、それほど多くの自治体で行っているものではありませんでした。公共施設の防犯カメラについては、必要と判断されれば自治体が主体的に自主的に設置するものだというふうに私も思いますし、既にあるのではないかと思うのですが、今回の補助金や補助事業のほうについてですけれども、警察署の再編ということも踏まえて北海道に対してこういった住民要望があるということを伝え、北海道に支援を訴えてみるということなどもできるかと思いますが、畠山市長はこの要望に対してどのように対応していく考えなのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防犯カメラの設置等の要望への対応についてでございますが、ご質問にありますとおり令和6年4月30日に赤平防犯協会、赤平交通安全協会、赤平商工会議所、赤平市町内会連合会、赤歌地区暴力追放運動推進協議会の5団体の連名で防犯カメラの設置等につきまして要望書の提出がありました。防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止、行方不明者の捜索、交通事故の状況確認など様々な効果があるものと認識しております。公共施設における防犯カメラの設置状況につきましては、社会教育施設、学校施設、温泉施設、市立病院などの施設の敷地及び施設内に12か所67台の防犯カメラを設置しております。今後につきましては、北海道への支援も含めた公共施設等における防犯カメラの設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕北海道へ支援求めること含め、カメラ設置は検討していきたいということが確認できました。指摘するまでもなく、こういったことを考えられていたのかと思いますが、こういったところをもっと発信していただければいいのではないかというふうに思います。この要望書出された団体の方々も今回の警察署の再編を聞けば、市民生活の安心、安全の向上、当然図られるだろうと、それを受け入れている市長はしっかり対応してくれるだろうという認識から、やはり提出されたも

のに対して対応してもらえらるだろうというふうに思っていると思うのです。検討の経過報告なども含めてしっかりとこういった要望に応えていただきたいと思いますというふうに思います。

カメラに限らずですが、今後市民の方々からこういった不安の声というのは上がってくるのが考えられます。市民の声は、警察ではなく行政や議会のほうに届きます。私も市民の声を今まで以上によく聞いて議員活動に取り組んでいこうと思いますが、畠山市長も市民の声にしっかりと応えていただき、積極的な姿勢を見せていただきたいと、このことを要望して質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、上水道事業について、2、市制70周年事業について、3、地域公共交通計画について、4、社会教育について、議席番号4番、渡部議員。

○4番（渡部修之君）〔登壇〕議席番号4番、新政クラブ、渡部修之です。通告に従い、質問させていただきますので、ご答弁のほうよろしくお願ひします。

まず、件名1、上水道事業について、項目1、断水事故の原因究明について、要旨の1、令和6年2月に若木町において断水事故が発生し、約40世帯の住民の生活に支障が出ていました。冬期間だったこともあり、明確な場所の特定や原因が分からず、漏水していない箇所からのバイパス工事により通水を確保できたようですが、その後の断水事故の原因や場所の特定はどうなっているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平田亘君） 令和6年2月の若木町における漏水事故の原因や場所の特定はどうなっているのかについてですが、令和6年2月4日に若

木町の住民からの通報により漏水事故が判明し、漏水箇所の調査、復旧のために若木町の一部で48世帯が断水となったところです。冬期間であることや複雑な地形のため、人力での作業対応であったことから、時間を要す結果となり、大変なご不便とご迷惑をおかけしました。漏水事故の原因としましては、漏水した配水管は昭和38年に布設された铸铁管であるため、老朽化が原因であると思われませんが、上下水道課職員が市内業者や調査会社と連携して漏水箇所を探索しましたが、明確な漏水箇所を特定することはできませんでした。そのため、渡部議員がおっしゃるとおり断水している配水管にバイパス管を接続して別系統から給水を行ったところでございます。断水の影響がありました世帯に対しましては、通常どおり水道を使用できる旨周知を行いまして、懸念されておりました水圧や水量は現在も安定しており、赤水の苦情も入っておりません。先ほども申しましたとおり、漏水していると思われる場所は複雑な地形であることから、重機の進入や修理が困難であるため、漏水箇所の特定をしないまま本復旧したところであります。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君） [登壇] 明確な漏水箇所の特定はできなかったが、断水事故の原因としては昭和38年に布設された铸铁管の老朽化による漏水ということですが、同時期に布設されている配水管が同じように漏水する可能性は大いにあり得ると思います。今回の事故は、1か所の地区だけでしたが、複数の地区が同時に漏水する可能性もある中で行政としてこれから先そのような事態になることを想定した対策等の検討等はしているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平田亘君） 今回のような老朽化の漏水事故が今後複数の地区で同時に起こり得るとの想定や対策の検討等を行政として行っているのかとのご質問についてですが、現在市全体の水道管の約50%が耐用年数を経過しており、老朽化が原因でいつどこで漏水が起きてもおかしくない状況であり

ますことから、渡部議員のおっしゃるとおり複数の地区で同時に漏水が起こり得ることも想定されまます。そこで、老朽管の更新を計画的に進めるべく、平成29年度に策定しました管路耐震化更新計画に基づきまして優先度を設定して更新作業を進めておりますし、漏水や赤水の発生頻度が高く明らかに劣化が進んでいる老朽管は計画とは別に優先して更新しております。また、地震等の災害に対応し、強靱な水道事業を構築するため重要となる送水管や配水管などの効果的な耐震化が必要であり、限られた予算の中で更新と耐震化の効率的な両立を図らなければならないため、令和2年度に策定しましたアセットマネジメント経営戦略に基づきまして令和6年度からは一般会計からも繰入れをしていただき、更新速度を上げるなどの対策を行っているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君） [登壇] 市全体で耐用年数を超えた老朽管が約50%あり、複数地区で同時に漏水が起こり得ることも想定した上で管路耐震化更新計画に基づき優先度を設定し、漏水や赤水の発生頻度が高い老朽管は計画とは別に優先的に更新することでできる限り漏水や赤水の発生を防ぐ対応、対策をしているといった答弁だったとは思いますが。現在も水道関係の工事を受注し、稼働している現場もありますが、現場の工期、進捗が厳しい時期に漏水事故等が発生した場合には復旧作業を優先できるように工期延伸、設計変更等も含めた行政の対応が断水している地域の市民への不便さの早期解消と安心につながると思います。また、現在の生活スタイルの中で断水するということは、単に給水があれば何とかなるといった生活スタイルではないので、水が蛇口から出ない不便さを少しでも解消できるような対応、対策を行政としてしていただけることを要望し、次の質問に移ります。

件名2、市制70周年事業について、項目1、赤黒のまちづくりについて。赤黒のまちづくり事業実行委員会を設立して委員会を中心に官民挙げてイメー

ジカラーの赤黒を活用してまちづくりを進めるとしてありますが、赤平市としての構想や将来像の計画はどの程度できているのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 赤黒のまちづくりに関する赤平市としての構想や将来像の計画についてでございますが、4月10日に実行委員会が発足され、広報6月号に掲載されておりますとおり6月29日、30日に元サッカー日本代表の小野伸二さんが赤平市を訪れ、トークショーや小学生へのサッカー体験などの事業が実施される予定であります。その後も赤黒のまちづくりを進めるため、交通安全の旗やポスター等により分かりやすくイメージカラーの浸透を図ってまいります。また、赤平市と北海道コンサドーレ札幌との連携協定を6月29日の事業に合わせて調印をする予定でありまして、8月10日には札幌ドームでの試合に市民応援バスツアーが実施され、試合前に大型ビジョンで赤平市をPRしてまいりたいと考えております。今後の活動としましては実行委員会を中心にイメージカラーを活用し、赤黒の飲食店メニューやお土産品作り、企業の製品のPRにつながるよう事業展開を進めてまいります。赤平市も将来像としまして赤黒のまちに興味を持って来ていただける方を増やし、交流人口の拡大を目指してまいりたいと考えております。市民、団体、企業等と共に活動をしながら、まち一体となって赤黒で盛り上げ、協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君）〔登壇〕 赤黒のまちづくりとして、今年是小野伸二さんのトークショーやサッカー体験、交通安全旗やポスター等のイメージカラーである赤黒の浸透、またコンサドーレとの連携協定や札幌ドームへの応援バスツアーなどいろいろな事業を計画しています。今後の活動として、赤黒のイメージカラーを活用した飲食店メニューやお土産品、企業の製品PRにつながるよう事業展開を進め、将来像として赤黒のまち赤平に興味を持ってい

ただき、交流人口の拡大を目指し、市民、団体、企業等と共に赤黒でまちを盛り上げたいとのことですが、この内容だけでは市民、団体、企業等が赤平一丸となってどのように赤黒のまち赤平に向かって協力していけばいいのか分らないと思います。赤黒のまちづくりをしていくことに対して柱となるような政策が必要だと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 赤黒のまちづくりにつきましては、官民挙げて市民、団体、企業等と共に活動しながらまち一体となって赤黒で盛り上げていくことが柱となりますが、イメージカラーを活用することで多様な発想が生まれ、まちづくりにつながることを期待をしているところでございます。本年の実行委員会の取組にもありますように、交通安全の旗やポスターなど赤黒のイメージの浸透によって建物や建造物にも塗装を展開していくことも考えられます。広報で赤黒のまちづくりを掲載してから入り口ドアを赤と黒の基調に改装した市内店舗や物置を赤と黒に塗装した家、シャッターを赤黒に塗りたいと計画している商店など自発的な動きも始まっております。SNSにアップしたくなるようなスポットが増えていくと他市からも注目を集め、PR度が上がります。赤黒のまちづくりの柱になる活動としましての一つは、市民、団体、企業等の発想が活かされて景観をつくっていくことによって市内外から赤黒のまちに興味を持っていただけるようになると考えております。また、興味を持った方々が赤平市を訪れていただけるような取組を進め、赤黒の飲食メニューやお土産品の開発、企業製品のPRなど産業の振興につながるよう交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、赤黒のまちづくりにつきましては実行委員会を中心に活動を進めてまいります。短期間ということではなく、みんなで協働のまちづくりを盛り上げ、メディアも含め、全国に発信できるような取組を目指し、進めてまいるのでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君）〔登壇〕 現在既に赤黒のまちづくりに向けて自発的に動こうとしている商店などもあることや、他市からの注目を集めるための柱となる活動の一つとして赤黒の景観づくり、これをしていくとの答弁でした。赤平の景観に変化を起こすことにより、市内外からの注目度は変わると思います。その変化が赤平の飲食店のメニューや企業の製品に変化をもたらし、赤平一丸となり、協働の赤黒のまちづくりを盛り上げていくためにも単なるイベント事業にならないように中長期的な計画も必要であり、その計画の中に現在赤平が抱えている諸問題を少しでも解決できるような内容を盛り込んでいくことで赤黒のまちづくりが市制70周年事業としての重要な事業になると思います。まずは、しっかりと計画と実行で新しい赤平の構築を目指していただけることを期待して、以上を要望します。

次の質問に移ります。件名3、地域公共交通計画について、項目の1、モビリティーマネジメントの推進について、要旨の1、高齢ドライバーの運転免許自主返納を行いやすい環境づくりということで、今年は公共交通への転換を促進するために赤平市独自の運転免許自主返納特典制度の創設について検討することになっているが、この特典制度の検討はどこまで進んでいるのか、進捗状況を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 運転免許自主返納特典制度についてでございますが、公共交通の新たな利用促進策の一つとして令和6年度の創設を目指し、赤平市地域公共交通活性化協議会での検討を進めてまいりました。制度の内容につきましては、本年5月27日の同協議会でご承認をいただいておりますが、JR、中央バス、エルム高原温泉ゆったりサービスバスの時刻表や赤平市乗合タクシーの利用方法などを掲載する公共交通の総合案内パンフレットに中央バスの金券式回数券、乗合タクシーの無料乗車券、合計4,000円分を付録とし、1回限りで無償配付するものがございます。なお、対象は今年度4月1日以降に

運転免許証を自主返納された方となりますが、配付開始につきましては現在編集中の総合案内パンフレットが完成する本年度の8月からを予定しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君）〔登壇〕 運転免許自主返納特典制度の特典内容は、理解しました。この特典制度が運転免許自主返納率の向上に効果をもたらして、赤平の交通災害発生の未然防止に寄与できるような制度になり、乗合タクシーの利用者を増加させることにつながると期待しています。また、乗合タクシーが利用者にとってさらに使いやすい交通手段となるような工夫と改善を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。件名4、社会教育について、項目1、ボランティア活動の推進について、要旨の1、教育行政執行方針の社会教育の推進に実際の生活や社会、自然の在り方を学ぶことが重要であるため、様々な体験活動を実施していくとあります。現在赤平市では、様々な団体がごみ拾い等のボランティア活動を行っているが、赤平市の小中学生もそのようなボランティア活動に参加することが集団活動を通じた仲間づくりにつながるので、生徒に参加を要請すべきだと思うが、教育長の見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 赤平市の小中学生もボランティア活動に参加することが集団活動を通じた仲間づくりにつながるので、児童生徒に参加を要請すべきとのご質問でございますが、議員がおっしゃるとおり現在市内では様々な団体がごみ拾い等の衛生美化活動や各種イベント、町内会など地域コミュニティ活動等におきましてもボランティアという形で多くの方が活動されておりますことは非常に素晴らしいことだと考えております。

そこで、児童生徒に参加を要請すべきとのご質問につきましては、本来ボランティアとは一般的に自発的意思に基づき社会貢献する行為と言われてお

り、自主性、主体性、社会性の中で自らの判断で活動に参加するべきと考えております。したがって、市教委といたしましては、小中学生の児童生徒に対して参加を要請するという点につきましては非常に難しいと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたが、ボランティア活動、ボランティアの精神はとても素晴らしいことだと考えておりますので、教育行政執行方針でも述べさせていただきましたが、集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成を目的にふるさと少年教室も開催しております。そういった青少年行事の中においてボランティアの志を培えるような機会もつくることは可能と考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（竹村恵一君） 渡部議員。

○4番（渡部修之君） [登壇] ボランティアの本来の意味は、理解できます。市教委が小中学生の児童生徒に対してボランティア活動に参加を要請することも難しいとのことですが、児童生徒が自発的にボランティア活動に参加することも難しいのではないかと感じますので、市教委としてそのようなボランティア活動に児童生徒が参加しやすい環境づくりをすることや教育をすることが児童生徒の将来に非常に大事なことになると思いますので、生徒数が減少している赤平市ではありますが、しっかりとボランティア精神や集団活動を通じた仲間づくりの必要性を培える指導をしていただけることを期待しています。

以上で私からの質問終了します。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時16分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、高齢者支援について、2、カスタマーハラスメントについて、3、市史編纂について、議席番号6番、若山議員。

○6番（若山武信君） [登壇] 議席番号6番、民主クラブ、若山武信です。通告に基づき、一般質問行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、件名1、高齢者支援について、項目1、エアコン設置費助成について。昨年夏の異常な暑さには日本中の人々が疲れ果て、特に高齢者は死亡者が多数出るなど大変な状況にありました。私は、昨年令和5年第4回定例会で高齢者世帯、特に非課税高齢者世帯への健康対策としてエアコン設置助成金への質問を行い、提案もし、要望もしておりますが、令和6年度予算の基本政策におきまして庁舎等の施設には予算化措置の検討がなされた反面、今年の要望内容である高齢者への冷房対策の考え方は示されていないわけでありまして。行政としてその後どのような検討がなされたか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 行政としてその後どのような検討がなされたのかについてでございますが、若山議員からご提案いただきましたエアコン設置費の助成についてこれまでの間検討してきたところであります。対象世帯につきましては、全ての住民税非課税世帯とした場合、対象者は約1,900世帯となり、仮に助成金額を5万円としますと約1億円の財源が必要となってまいります。また、エアコン設置に係る費用は、機種によって違いはあるものの1台20万円程度とすれば、果たして助成金額の5万円、4分の1という設定がどうなのか、仮に2分の1まで引き上げますと一層財政負担が増してくることとなってまいります。加えて、現在高騰している電気料金のことを考えますと、特に低所得の方にはエアコンを設置することによって電気料金がさらに高くなることから、使い控えになってしまうことも懸念しているところであります。しかしながら、若山議員のご指摘のとおり今後も厳しい暑さが続く中、財源をはじめ、課題や懸念材料もございますが、行政が何かしらの手を差し伸べることも必要となってくるものと思っております。こうしたことも踏まえ、様々な

角度から暑さ対策について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で住民税非課税世帯が1,900世帯、助成金5万円とすると約1億円とのことでありますが、私が要望しているのは昨年の夏からの突然の猛暑に鑑み、高齢者の健康対策として少しでも救済できればとの考え方でありまして、住民税非課税世帯全戸数を対象にしているわけではありません。私が主張しておりますのは、65歳以上の高齢者が対象であり、財源が不足することであれば後期高齢者に絞ってでも救済していただきたいと、このような思いであります。市庁舎などには、職員の健康と職務への効率化のため今年度予算にて対応が図られました。私は、まちの活性化のために職員の健康管理は大切であり、税金の投入は当然であると考えております。ですから、昨年私は、エアコンは個人の財産であるからこそ税金ではなく、主要財源にあかびらガンバレ応援基金をこちら側で指定しました。同じ公金でありながら赤平市民のために使ってほしいという個人的思いが籠もった支援金であります。私は、そう思っております。65歳以上の高齢者と後期高齢者とは、健康の度合いが全く違います。私は、それを肌で感じて現在に至り、それなりに主張しているわけがございます。また、年齢的には全員が年金生活者です。非課税世帯についての年金収入の内情についてはいかがでしょうか。課税すれすれの人から生活保護世帯以下の人までいるのではないのでしょうか。そうしますと、現在エアコンを必要とする人は既に購入しておりますし、なぜ必要とする世帯ではなく住民税非課税世帯全戸数を対象にした数字をはじき出すのでしょうか。私がお願いしているのは、高齢者対策です。財源不足の場合は、後期高齢者のみとなっても、これは私はやむを得ないことかなと、このようにも思っているところであります。税金は、できるだけ公正公平に使わなければとの考えは理解いたしますけれども、しかしそのことのみを重視しますと高齢者

の健康対策は基本から外されることになりかねません。いつまでも成り立たないことでありましょう。政治への配慮の考えは、いかがなことでしょうか。

私は、前回も救済必要性の中に非課税の後期高齢者と共に特定等級の障がい者、加えてひとり親世帯への財政的支援の配慮も主張してまいりました。気象庁からは、今年の夏は昨年以上に猛暑との予測がなされておりまして、高齢者への冷房対策は今年こそ必要不可欠であります。気になるエアコン価格がありますが、昨年と比べ随分と本当に高くなりました。今言われるように、20万を超える30万という数字も出ております。しかし、中には6畳間専用機種でありまして、これは10万以下のもの数種類、1つとか2つに絞られているのでなく数種類店頭に並んでおりました。私もいろいろと金額も含めて調べに行ったわけではありますが、しかしこういう安いものもあるわけでありまして、行政が支援することで低所得の方にも購入可能とはならないでしょうか。こういう品物もあるということでもあります。私が冷房機設置の助成財源に指定したあかびらガンバレ応援基金収入は、令和5年度14億5,717万円で、5年度末の残高であります。これは16億6,025万円です。このあかびらガンバレ応援基金から今年の猛暑からの避難的健康維持対策に活用できる高齢者支援金として期待しておりますが、考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 対象者を後期高齢者に絞り、財源はあかびらガンバレ応援寄附金の活用とのご提案でございますが、本市における非課税者数では3,641人であり、75歳以上は1,769人となり、世帯数ではおおむね1,000世帯となっております。後期高齢者を対象とした場合、助成金額を5万円としますと約5,000万円の財源が必要となってまいります。また、あかびらガンバレ応援寄附金の活用についてでございますが、恒久財源ではないということも認識していかなければならないものと考えているところであります。繰り返しになりますが、様々な角度から暑さ対策について引き続き検討してまいりたいと

考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 最終的な解決には、やはり財源問題であります。それで、当初試算の対象者1,900世帯掛ける5万円の1億円、これは私はナンセンスだと、このように思っております。75歳以上は、おおむね1,000世帯で、5万円の助成では総額5,000万円とのことでありますが、私は昨年からそのような金額を望んでおりませんでした。当初助成金の1世帯の2万円という、これは当初灯油助成金が出ておりましたので、これが一番大事なことだと、これがベースになるなど、こう思っていましたから、この1世帯2万円をベースといたしまして3万円程度を考えておりました。ですから、助成金の総額については、社会福祉協議会からの貸付料、これも尋ねますと3万円ありますということでも私前回提案しております。助成金交付実施に際しては、財政難の中で支援することありますから、行政としても不足分は社会福祉協議会の無利子貸付金を活用してほしい旨のPRも含めた、そういう連帯するタイアップがなければ駄目かと思っておりました。いずれにしても、市民の理解と協力にて少しでも実現可能な工夫もこのような形で必要かと思っておりますので、考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 経済的理由によりエアコンの購入が困難な低所得の方につきましては、無利子または低利子で利用可能な社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度もご利用いただけるものと考えております。しかし、返済も伴いますことから、計画的にご利用いただきたいと思っておりますので、伺います。

なお、若山議員から助成金額3万円ということで財政状況に配慮をいただいておりますご提案であったというふうに思いますが、近年の命に関わるような暑さへの対策ですから、議員ご提案のことも踏まえて今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 そのことは、少し理解してきたわけでありませうけれども、まずは市長の今年の主な施策の一つに健やかな暮らしとともに支え合うまちというこの表題に高齢者福祉支援の充実という項目がございます。このたびの猛暑支援対策もその一つに私は当てはまることではないでしょうかと、このように思っております。政策と政治、これが複合するような支援対策と思われませうけれども、今後続くであろう猛暑対策の政治に高齢者への誠意を示していただきますこと、切に要望いたしまして、この項目についての質問を終わります。

件の2、カスタマーハラスメントについてであります。項目1、市職員への対応について。最近日本各所でハラスメント行為が多く発生、社会問題となっている旨のテレビ報道がございました。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント、就活ハラスメント、これらの実態が紹介されておりました。ハラスメントとは、複雑ないじめ行為とも表現されておられますけれども、特にカスタマーハラスメントは顧客や消費者、取引先からの度を越えた悪質な要求やクレーム行為とのことでありまして、現在お客対応の各業種にて様々な被害が出ているようでございます。当市の庁舎の中でカスタマーハラスメントにより特定の職員が標的になりますと、本人の業務に支障を来すだけでなく、用事があって来庁する市民にも大きく影響することになります。自治体の中には、ネームプレートは名字のみとし、名は削除したところもあるとの報道もされております。現在この赤平市でカスタマーハラスメント対策として検討されていることがあれば、伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 当市におけるカスタマーハラスメントの現状と対策についてでございますが、近年顧客が従業員に対し過剰な要求を突きつけるなどの迷惑行為、いわゆるカスハラが社会問題となっております。自治体におきましても住民からの長時間通話による拘束などへの対策が必要な状況と

なっております。ご質問の当市におけるカスハラ対策につきましては、市の事務事業に関わる不当要求行為や職員に対する暴力的行為につきましては赤平市不当要求行為等対策規程により対応しているところであります。今後につきましては、カスハラによる職員からの相談体制や規定の整備、職員のネームプレートの表記等について国や北海道、ほかの自治体を参考とし、カスハラ対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 カスタマーハラメント、専門家の説明では昔からお客様は神様ですの日本特有の商習慣の物の考え方から生まれた嫌がらせ行為ということで分析してはいたけれども、いつまでも今の時代一方的な物の考え方での個人の憂さ晴らし的なこのようなことは通らないようにしなければならぬことかと思っております。ただいまの答弁には、カスタマーハラメントにおける対応の難しさに加えて職員を守る上での課題もうかがわれますが、他市には悪質な電話を年間何百回もかけてくるケースや1万通を超えるメールが届くなどの例もあり、受忍限度を超える著しい迷惑行為などへの今後の市の対応について伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 限度を超える著しい迷惑行為などへの今後の市の対応についてでございますが、職員は住民サービスを提供する中で迷惑行為であっても拒否することが難しい場合がございます。どこまでの迷惑行為をカスハラとして対応するのか、基準の設定が必要と考えております。対応が生じた場合につきましては、警察や弁護士などへ相談し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁、理解するところでございます。まだはっきり分からない部分ですので、よろしく対応お願いしたいと思います。当市においてここ数年若い職員の採用が続いております。慣れない窓口業務で市民とのトラブル

ルが生じることも考えられますし、またそういう意味では双方への慎重なこの部分の指導も必要だと思いますが、いずれにいたしましても当庁舎の窓口において来客におびえることなく担当者が常に健康的で笑顔で市民と向き合える、そのような職場環境づくりとなることを切望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、件名3、市史編さんについてであります。項目1、市史編さんと歴史資料の活用について、要旨の1として市史編さんについてであります。今年、赤平市制施行70年であります。過去において昭和48年12月に「赤平八十年史」が発刊されました。27年を経て平成13年1月に「赤平市史」上下巻が発刊されております。いわゆる赤平市100年の歴史については刊行されておりますが、今後への準備といたしますか、対応も必要かと思っております。現在旧赤平市民館に当市の膨大な資料が眠っておりますけれども、今後の編さんに当たりそれらの資料がどのような扱いになるか、対応について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市史編さんについてでございますが、平成13年に赤平市100年の歴史がつづられた「赤平市史」上下巻が刊行され、旧文化会館内の市史編さん室にて編集業務が行われておりました。平成23年の旧文化会館の解体に伴い、所蔵しておりました資料につきましては当時の財政事情もあり、新たな保管施設を造るまでには至らず、現在まで旧公民館に保管している状況になっており、今後の編さんに当たり研究材料となる赤平市の貴重な資料でございますので、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 今対応を検討していくということですが、そのことはいいのですけれども、しかし検討に実効性がないと、単純にただ検討しますと言うのではなくて、そうしますと今までと変わらない、このように、悪いですけれども、感じられます。もう少し対応の内容に触れた考え方

を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今後の対応についてでございますが、資料の適切な整理と集約を行い、歴史資料や炭鉱資料も併せて総合的に対応していくことが必要と考えております。また、公共施設全体に関わる調整も必要でありますことから、一定の期間をいただき、現在の施設の状況も考慮しながら保管場所についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの市長答弁に一定の期間をいただきというくだりがございましたけれども、私も実は本当にそこの部分についてはそのとおりで感じております。今まで長い間放置状態にあったという言い方は、失礼かもしれませんが、この放置状態にあった、私はずっとそう思ってまいりました。答えを出さずにしても手をつけるにしても本当に難しい課題であったのではないかと、このように思っております。一定の期間、できるだけ早く実行に移されることを要望いたします、この質問を終わります。

続きまして、要旨2の歴史資料の活用についてであります。これまで市史編さんに当たっての膨大な歴史資料、これは旧公民館と併せ炭鉱歴史資料館などにも数多くあると思います。歴代それぞれの資料は、やはり先人たちの汗にまみれた開拓生活の実態が具体的に描写されている貴重なものでありまして、これをまた整理して一般公開も必要であろうかと思っております。また、北海道展覧会における絵画や書道作品をはじめ文化的作品も、それぞれのまた合わさった資料も休止施設や旧校舎などあちこちに数多くあるかと思っておりますけれども、今後これらの活用についての考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 歴史資料の今後の活用と対応についてでございますが、歴史資料の郷土資料

につきましては主に旧公民館に保管され、炭鉱歴史資料につきましては炭鉱歴史資料館に保管されているところであり、休館中の炭鉱歴史資料館については要望により特別公開を令和3年度に行ったところでございます。今後の活用につきましては、郷土館閉鎖時に旧公民館を一時保管場所として郷土資料を移設し、保管されている状況にあり、建物もアスベストを使用しているなど建物内を公開することは難しく、現状活用については困難と考えているところであります。また、絵画や書道作品についても旧公民館以外の休止施設や閉校した学校などにも数多く保管しておりますが、閉鎖施設であることから展示開放は困難であると考えておりますので、管理の面からも資料等の保管場所の集約化について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの話では、旧公民館には郷土資料が相当に眠っており、また炭鉱資料館についても往時の貴重な炭鉱資料の保管が、私も想定しておりましたけれども、想定されるわけですが、現状の活用は困難であるとのことでありまして、また絵画や書道作品についても休止施設や旧校舎に埋もれているとのことで、私は今のままだと現状打破は本当に無理、このように思っているところでございます。しかし、ただいまの答弁に今後資料など保管場所の集約化について検討していく旨の内容がございましたが、そうしますと具体的にはどのような構想で対応されるのか、これについて伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 保管場所の集約化に向けて解決しなければならない課題として、今後は紙で保管されている資料のデジタル化を進めていかなければなりません、膨大な資料との突合やデジタル化されたデータを検索するための仕組みの構築など課題の整理を行い、その後に集約化について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番(若山武信君) [登壇] ただいまデジタル化による膨大な資料整理の構想が出てまいりましたけれども、これは時代に合ったすばらしいことかと思えます。時代に合ったすばらしいというより、当然の今時代ですから、そうだと思います。資料調査に来られた方も今のデータをまとめますと効率のよい仕事につながってくるのでないかなと、このようにも思っております。そういう意味では、集約化の検討にも弾みがつくというふうに思われますので、今答弁の対応のほどよろしく願いいたします。

それでは、最後の要旨3です。資料整理後の展示箇所についてであります。資料整理後には、それを活用するための展示箇所が必要になってきます。今までは存在しておりませんでした。しかし、展示箇所というのは必要でありますので、これらへの考え方を伺います。

○議長(竹村恵一君) 教育長。

○教育長(高橋雅明君) 歴史資料整理後の展示箇所の考え方についてでございますが、現在旧公民館と炭鉱歴史資料館等の複数箇所保管している状況でございます。先ほども答弁いたしました、歴史資料整理後には集約して保管していくことが必要であると考えておりますが、展示箇所については既に炭鉱歴史を中心とする郷土資料の収集及び保存、展示場所として炭鉱遺産ガイダンス施設がありますので、目的は違いますが、同様の施設を複数保有することは難しいと考えておりますことから、今後展示が必要なものを考えながら、どのくらいの規模の施設が必要かなど、ほかの歴史資料館や郷土館を設置している自治体の利用状況を調査研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(竹村恵一君) 若山議員。

○6番(若山武信君) [登壇] 私も前段で今までに存在しておりませんと言いましたけれども、住友小学校にあったのは知っています。しかし、それは仮の形でありまして、今も埋もれたような状況でありますので、改めてそういうことも含めてやはり一つにまとめてやっていただければと、このよ

うに思っております。それで、現在は一人で作業を進められているというふうに前にも伺ってございましたけれども、これについては今後の考え方を、一人作業を今後どうするのか、たくさん必要なときもあったわけですから、今後一人でこれから先はどんな考え方を進めていくのか、この辺についても伺っておきたいと思えます。

○議長(竹村恵一君) 教育長。

○教育長(高橋雅明君) 現在文化財保護係において日常的な会計年度任用職員1名が中心となって資料の整理やデジタル化などの作業を行いながら、旧公民館などに保管している資料についても台帳化の作業を昨年度から進めているところであります。先ほどの答弁でも述べましたが、保管場所集約化などについて諸課題の整理を行ってまいりたいと考えております。今後も歴史資料の保管場所の集約化等の準備のため、引き続き資料の整理等の作業を行ってまいりたいと考えております。

○議長(竹村恵一君) 若山議員。

○6番(若山武信君) [登壇] 今の答弁で理解するところでございます。資料整理の在り方や展示箇所の確保、それは担当課それぞれが一体となつて、これは担当課が市長サイドと教育長サイド分かれておりますので、そういう意味では担当課それぞれが一体となつての取組が今後も必要ではないのかなと、このように思っているところであります。そして、費用は、前段でのいろんな話の中で財源という問題が非常に引っかかってくる部分であります。そういう部分では費用は必要最小限での対応とした書類の整理整頓並びに効果ある展示内容の工夫をすることで少しは節約できるのかなと私思っておりますので、工夫等もしていただけるよう要望して、この項目を終わります。

以上、これをもちまして私の全ての質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長(竹村恵一君) 暫時休憩いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(竹村恵一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、一般行政について、2、教育行政について、議席番号2番、今野議員。

○2番(今野宙君) [登壇] 議席番号2番、参政党、今野宙、通告に従い質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず、1つ目、件名の1、一般行政について、項目の1、赤平消防団員人員確保について、要旨の1、赤平消防団員の人員確保についての質問でございますが、人員の高齢化や団員不足が今後さらに加速し、全国的にも課題となっております。赤平市として現在行っている対応策や人員確保について、また今後の対応策、取組として何かお考えなどあるのか伺います。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 赤平消防団員の人員確保についてでございますが、全国的に苦慮している自治体も多く、このため国では今年度中には女性をはじめ、幅広い住民の入団促進に向けたマニュアルが作成される予定でございます。また、滝川地区広域消防事務組合では、団員の減少を踏まえ、消防庁が策定した消防団員の報酬等の基準に沿って報酬の見直しを行い、処遇改善に取り組んでまいりました。今後におきましては、国の対策などを踏まえ、赤平消防団のご協力をいただきながら入団促進に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、併せて消防団員のモチベーションにつきましても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(竹村恵一君) 今野議員。

○2番(今野宙君) [登壇] 近年の高齢化ですとか人口減少の中で人員確保と考えますと、なかなか現状では厳しいといったことは理解しておりますが、近年では火事だけではなく災害など多くなってきており、深刻な問題となっております。市長も常々おっしゃられていると思いますが、そうした有事の際などの地域を守る安心、安全と考えますと、人

員の確保は重要な課題であると考えております。また、これは消防団だけではなく、ニュースなどにもなっておりますが、猟友会などそのほかの地域を守る組織全般に言えることでもあると考えております。報酬なども含む待遇改善や若者の参加、答弁の中でモチベーションといった話もありましたが、自分の国や自身の住んでいる地域を自分たちが守るのだという、そういった考え方ですとか意識といったものを国民一人一人が持つことが大切であると、先日消防署長に自分のほうでお話を伺ったときにもそうおっしゃられていましたし、自分もそう考えております。特に若者には、未来のためにもそういった意識を持ってほしいと自分は考えていて、こうした組織に入ることによってそうした若者も増えていくと考えております。これは、赤平市の将来にとっても大切なことであると思っております。待遇面に関してもそうなのですが、市民の意識やモチベーションアップといった取組についても行政と消防の間での連携、協力の中で今後もよりよい方向で取り組んでいただきたい、こちらを要望して次の質問に移りたいと思います。

次の項目の2、新型コロナウイルス対策についてでございます。要旨の1、このウイルス自体の存在ですとか、マスクの有効性、検査の信頼性、ワクチンの有効性、そして外出制限や3密、換気など、この4年間を振り返ってこういった政府の対応ですとか、今示されている様々なデータや情報を踏まえ、現在赤平市としてこの件に関してどういった見解、認識なのかということで、現在自分の把握している情報として厚労省や各専門家の方々の発表しているデータ、現在議論されているものの中から抜粋していきます。

まず、ウイルス自体の存在についてですが、自然発生、人工発生、または存在しないといった3点が考えられます。先月厚労省のほうに自分のほうで直接電話をしました。ウイルスの存在についてを確認しましたが、存在を証明するための存在証明または論文などは厚労省のほうでは持ち合わせていない、

示せないとの回答で、そういったものがあるのかどうか、ネットで個人で調べたら出てくるのかといった質問に対してもお答えできないといった回答でした。厚労省の見解としては、ホームページに載せてあるとおりで、武漢から船で渡り、国内に感染が広まったとされています。ウイルスの存在を証明するものはないけれども、あるものとして対応しているとのことで、これは科学的な根拠は全くなく、そういったことになっていると捉えざるを得ない内容でした。また、これに関して各都道府県にも開示請求がされており、回答としては不開示回答書が発行され、ウイルスの存在を証明できる資料がなく開示できなかったと、全ての都道府県がそう回答しております。これは、世界中でも一つも証明されておられません。これだけウイルスが広まったとされているにもかかわらず、科学的根拠となるものが世界中に一つもないというのはなぜなのかと疑問に思うのは普通だと考えます。また、人工ウイルス説としては、今回のコロナウイルスには特許が取得されておりまして、これに関して現在国会や世界の会議などでも議論されていますが、特許を取得しているのであれば自然発生などあり得ませんし、それがデータ上だけのものなのか、または生物兵器として実物を実際に作成、完成させていて世の中に意図的にまかれているのかなど様々考えられます。先日のアメリカの会議では、アンソニー・ファウチ博士という方がソーシャルディスタンス、マスクや感染対策には根拠はなかったと思われるような発言をしており、ウイルスについても人工で研究していたものが漏れた可能性があると取れるような発言もしております。総合的に考えると、意図的な人工ウイルスまたは世の中にそういったものは存在しないといった考えに、普通に考えれば誰もそうなると思いますし、そうであるならばこの時点で政府見解とは異なっておりますので、異常な事態でございます。

次のPCR検査に関しては、検査の信頼度は100%ではなく、感染していなくても陽性であったり、感染していたとしても陰性であったりと10回検査す

れば何回かは陽性、何回かは陰性になってしまうといった程度の検査でしかないということです。そう考えますと、よく当時テレビでやっていましたが、検査をする人が増えれば増えるだけ、それだけ検査の回数が増え、おのずと陽性者が増え、感染拡大、緊急事態となるわけです。そして、今では陽性者イコール感染者ではない、なかったと言っているわけです。ノーベル化学賞を受賞し、PCR検査をつくったキャリー・マリス博士本人がこれはウイルス検査に使用してはならない、正しい判断ができないからだと言っていたにもかかわらずなぜか全世界で使用されるようになりました。そして、このキャリー・マリス博士が突然死した後すぐに今回のコロナ騒動が始まったわけです。

次のマスクの有効性に関しては、ウイルスが存在すると仮定したとして、WHOなども発表しておりますが、エアロゾル感染としている以上、マスクの隙間とウイルスの大きさを考えれば、この空気中に漂っているウイルスをマスクなどで防げるわけもなく、必要なかったとなり、WHOの意向に合わせ、日本政府もそう動いたわけです。逆にマスクには悪影響が多く、マスク自体に含まれている有害物質や長時間着用による雑菌の繁殖、肌荒れ、低酸素により体調不良や熱中症などのリスク、脳機能の低下、学生の学力低下などもあります。そもそもウイルス学の観点から考えれば、日本国であれば数週間程度で全国に感染が広まるとされており、コロナウイルスが日本に入ってきて1年後からワクチン接種が始まったわけですが、そう考えるともうそのとき既にほとんどの日本人が感染していたのではないかと考えられます。であれば、既に自己免疫の抗体は自然にできており、マスクや検査、外出制限や換気、ワクチンといったものは結果として必要なかったのではないかと考えられます。

ワクチンに関しては、しっかりとした治験が行われておらず、安全性も確認できていない中で緊急事態だといったことで初めて人に対しての接種が開始されました。遺伝子組換えワクチンということで、

その名前を聞くだけでも恐ろしいのですが、スパイクたんぱく自体に関しても人体にとって危険であることも指摘されています。当時からワクチンの安全性や有効性、コロナウイルスの危険性ばかりを政府またはメディアの一部や専門家の方々などが発信しておりましたが、現在超過死亡や後遺症、因果関係などいろいろな情報が出てきています。昨今世間では、デモや訴訟などが頻繁に行われており、国民の意識も変わってきていると見受けられます。そうした中で赤平市として現在どういった認識で考えておられるのか、見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルス感染症の対応に関する見解、認識についてでございますが、赤平市といたしましては国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき対応してまいりました。感染状況や医療の逼迫、社会経済活動への影響や専門家会議の意見を踏まえ、国の基本的対処方針は変更を重ね、令和5年5月8日、5類感染症となった時点で廃止されました。市では、新型コロナ対策本部会議を設置し、国の基本的対処方針に基づき対応を協議し、市民の方に広報やホームページ、市長メッセージなどで情報をお伝えしてまいりました。特にワクチン接種は強制ではないこと、感染者やワクチン接種の有無などの偏見や差別はあってはならないことを丁寧にお伝えしてきたつもりであります。現在国では、新型コロナウイルスの教訓を踏まえ、政府による新型インフルエンザ等感染症対策の行動計画改定に向けて議論しているところであります。改定案では、医療提供体制の整備やマスクを含めた必要物資の備蓄など平時の備えを強化していくことなどが盛り込まれております。赤平市といたしましても国、道の行動計画の改定を踏まえ、計画の見直しを進めてまいります。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕 ありがとうございます。国の方針がある中でもできる限りの対応してきたとのことで理解いたしました。その中でもこ

れが重要なのですけれども、ワクチンが強制ではないことや偏見や差別があってはならない、これは本当に非常に大切なことで、当時の政府の対応やメディア報道などを考えると努力義務であったり、誘導、偏向報道、憲法違反と言われても仕方がないような内容もあったかと自分は思っています。実際に当初から今現在も訴訟や裁判、デモなどで国会議員、専門家、また学者、医者、そして国民、被害に遭われた方々などが世界中で多くの警鐘を鳴らしているわけですから。そういった観点から、赤平市では当初から他地域と比べてもできる限り市民に寄り添った対応されていたのではないかと考えております。

次の質問に入ります。要旨の2、札幌市や各市町村などでコロナ禍が始まってから現在、今年までを調査した超過死亡数、コロナワクチンのロット番号や接種した日から死亡までの日数などの開示請求データがあります。数字から分かることは、2021年から大幅に死亡者数が増えており、今も増え続けているということです。また、接種してから当日や翌日に亡くなっている方もおり、基礎疾患など全てがワクチンとの因果関係があるとは断定できませんが、ある同じロット番号を接種された方々が同じように翌日亡くなっていたり、10代の若者が接種翌日に亡くなっているといったデータもあり、被害に遭われた被害者の会の方々や親族の方が必死で今訴えている現状もあります。赤平市では、同様の関連性の疑いがあるような事例はあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 赤平市における超過死亡についてでございますが、超過死亡とは過去のデータから統計学的に推計される死亡者数を実際の死亡者数がどれだけ上回ったかを調べる手法です。死亡者数の増加などの異変を速やかに察知して対策につなげるため、国立感染症研究所にて全国で協力可能な保健所設置市や特別区のデータを基に分析、公表されております。赤平市においては、死因の統計は保健所で行っており、人口規模からも統計学的な超過死亡、過少死亡を判断することはできな

いものと考えております。

新型コロナワクチンと関連性の疑いがあると考えられる死亡事例についてですが、市では医療機関からの照会はなく、健康被害としての申請もございません。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕赤平市では、統計を保健所で行っており、判断ができない、医療機関からの健康被害の照会はなかったとのことですが、これに関連して次の質問になります。

要旨の3、コロナワクチンによる後遺症、死亡などの救済制度といったものがありますが、赤平市で認定された事例はあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君）新型コロナワクチンの副反応による健康被害として、赤平市の予防接種健康被害救済制度を申請及び認定された方はおりません。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕被害がなかった、救済制度の申請もないというのは、自分としては疑問に思うところがございます。そういった制度自体を市民が知らない、うまく周知できていない、何となく調子が悪いけれども、原因が分からない、ワクチンによる副反応が上がっているといった情報を知らない、または医者自身が適切な診断、判断ができていないなど考えられます。全国で超過死者数は、2020年データで12万9,194人で、こちら過去最多となり、死亡者数に関しては2023年データで、こちらも過去最多の159万503人、ただ気になるのはコロナが始まったのが2020年ですから、2021年からワクチンが始まったということなのです。2020年は、死亡者数は減っています、逆に、2021年から死亡者数が大幅に増え、それ以降死者数は更新し続けていますが、これが本当にコロナウイルスで亡くなっているのでしょうかと疑問に思うところです。コロナで亡くなっているのであれば、ワクチンをまだ接種していなかった2020年が一番死者が増え、2021年以降はワク

チンの有効性により死者数は抑えられ、感染者も減るはずだったのではないかと、誰しもがそう考えられると思います。ワクチンを打っても感染し、健康被害に悩まされ、死亡者が増えるのならば必要なかった、対策は間違っていたと考えるのが妥当だと思いますし、政府、メディアが当時から言っていた感染そのものを防ぐ効果、重症化の予防などが間違っていたと考えざるを得ないと思います。救済制度に関しても1977年、約50年前から現在までの全てのワクチンで3,661件の認定に対し、コロナワクチン単体に関しては2021年からのたった3年で7,354件となっており、約2倍の認定件数となっております。こちらの死亡認定に関しては、同じくこれまでの全てのワクチンで158件、コロナワクチンで593件とたった3年で約4倍の数字となっており、この状況であるならば普通なら中止するべきではないかと自分は思います。また、副反応疑いの死亡報告というのは、ワクチンとの因果関係があると判断して医者が国に報告するもので、件数については2,193件、そのうち国が情報不足によりワクチンとの因果関係は評価できないとしているのは2,180件で、医者が因果関係があると報告しているのにもかかわらず国はその99%以上を評価できないと判断し、ワクチンでは死んでいない、分からないと言っているのです。しかし、実際には593件を死亡認定し、正式に認めているわけです。それに伴い、健康被害給付予算で当初予算の3.6億円から397.7億円に補正しているわけですが、約110倍の補正予算はあまりにも異常な事態で、これが今現実として起きているわけです。

次の質問に参ります。要旨の4、これまで過去の統計や様々なデータが出てきていると思いますが、今年の秋から予定されている新たなレプリコンワクチンについて赤平市ではどう行っていく予定なのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君）令和5年11月28日に薬事承認されたレプリコンワクチンについてでございますが、世界初のレプリコン、メッセンジャ

ーRNAワクチンとして世界に先駆けて日本で初めて承認されたもので、厚生労働省からは国内外の臨床試験において一定の発症予防効果や中和抗体価の上昇が確認され、また有害事象の種類や発現割合等にファイザー社ワクチンと比べて明確な差は認められず、安全性は許容範囲との発表がありました。令和6年2月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について選択肢確保の観点から様々なモダリティのワクチンについても開発状況に応じて用いることを検討されているようです。市としましては、本年度の新型コロナワクチン接種実施の際には国の通知に基づき対応してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。このレプリコンワクチンに関して、自分のほうでこちらも厚生労働省に問い合わせたところ、情報は持っていないとのこと、明治製菓ファルマさんの方に直接聞いてくださいとの案内があり、担当の方に直接伺いました。この新しいワクチンに関しては、自己増殖型ワクチンということで体内の中でメッセンジャーRNAが自己増殖し、全身の細胞内に入り込み、スパイクたんぱくを生成するといったもので、従来のワクチンよりも打つ量、回数が少なく済む、効果が長く続くといったようなワクチンですとの説明でした。治験に関しての副反応に関しては、治験中であるため公表はしていないとのことでした。有効性もあるといった見解もありますが、ワクチン接種者から他者への伝染のリスク、シェディングと言われるものについて検討すべきだとの意見や一回体の中で自己増殖が始まったものを止める方法がないことなど懸念点を発信している各機関や専門家もいるのが現状です。

次の質問になります。要旨の5、最新の情報やレプリコンワクチンに対して多くの市民が情報不足であったり、知らなかったなど、まだまだ今後もそういったことが予想されますが、有効性や副作用につ

いて偏りのない情報、現状をしっかりと伝えた上で判断してもらうということが市民の健康や命を守るために今後必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） ワクチンに対する情報提供についてでございますが、ワクチンについては必ずメリット、デメリットがございます。新型コロナワクチンだけでなく全てのワクチン接種に共通しますが、メリットとデメリットを理解した上で接種をするかどうか判断していただくことが大切だと考えております。レプリコンワクチンに限らず、ワクチンの有効性、副反応については国の通知等に基づく科学的知見なども含め、市民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] このレプリコンワクチンは、日本でしか行われぬワクチンでございまして、なぜその他のほかの国では行わないのでしょうかという疑問があります。海外では、もういろいろな議論が進んでいて、このコロナ禍の裏に何があったのかというのは分かっているから行わないのでしょうかと自分は考えています。日本は、まだまだそうした知識や自らが情報を取りに行くといった人が少ないですので、市民がしっかり判断できるような行政としてできる範囲、限りはあると思いますが、要望としてよろしく願いいたします。

次、この項目の2の新型コロナウイルス感染症対策について一度全体を通して最後に市長に質問させていただきます。このコロナの件というのは、自分としてはただの感染症ではないということです。安倍元首相の言葉で戦後レジームからの脱却ですとか、日本を取り戻す、この言葉にどんな考えが含まれていたか、自分の考えとしてはこれは本来の日本を取り戻す、日本に主権を取り戻すといったことが含まれているかと思っています。敗戦国となつてから日本の政治家が日本のかじ取りを自分たちでできていないということではないでしょうか。日米地位

協定または日米合同委員会などで知らないところで勝手にいろいろなことが決まっている、首相の自分でも知らされていない、知らなかったと鳩山由紀夫元首相がインタビューで答えています。農業や少子化、教育、国防、エネルギー、また医療、経済、今の裏金問題ですとか、マイナンバー、インボイス、定額減税、どれに関しても自分としては全く国民生活や現場のことなど考えているとは到底思えませんし、反対されようが不具合が出ようがなぜかそういったものをどんどん推し進めていっているわけです。そして、今回のコロナ感染症、今までの全体の流れとして行政として国の方針に従いこれまでやってきて、今後も国の方針に従い行っていくといった形になるのは自然ではあると思いますが、政府やメディアの見解だけを正しい情報として扱う、うのみにするというのは、それは違うと考えています。政府の見解は全て正しいが、しっかりとした専門家や学者であっても政府の意見と見解と反対の意見であれば陰謀論として扱う、これを科学的根拠として判断し、考えていくのはおかしい選択だと思います。

赤平市では、以前乳幼児コロナワクチン接種が始まる際に親御さんに配った資料があります。こちらには何が書いてあったかという、乳幼児、6歳から4歳の新型コロナウイルスワクチン接種について、乳幼児の新型コロナウイルスワクチン接種が始まります。市では、意向調査を行い、接種希望のある方に接種券を発行いたします。このご案内の内容をよくお読みになり、お子様に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けさせるか否かご判断ください。なお、接種は強制ではありません。接種を受けたこと、受けなかったことにより差別的な扱いを受けるなど絶対にあってはなりませんと記載されています。また、その下に乳幼児への新型コロナウイルスワクチン接種の世界の動向ということで、こちらに書いてあるのは主要国で乳幼児接種の基本方針を示しているのはたった3か国のみ、努力義務の規定は日本のみで、主要国では設けられていないと記載されており、その下に推進側の意見資料と慎重側

の意見資料、両方が細かく分かりやすく記載されています。そして、この資料の最後にこれらのほかにも新型コロナワクチンについては接種を推進する意見と接種に慎重な意見が様々な専門家から発出されています。現在の新型コロナウイルス感染症の状況、重症化率や死亡率など、ワクチンの有効性や安全性、中長期的な副反応などについて十分情報を確認し、接種についてご判断ください。これ当時の赤平市で親御さんに送った資料です。こういうのがちゃんと赤平市として行われていたということで、ただ国も間違えることはあると思っています。国の言われたとおり、言いなりでは地方自治体の意味がないと自分としては考えていて、できないとか仕方がないではなく、市民の生活や健康、命を守るためにこうしたことを今後実行していくということが本来の地方自治体の在り方だと思っています。以前は、乳幼児のみでしたが、秋からの接種に関しては行政としてどこまで関与するのかなどもありますが、市民全体に科学的根拠に基づいた情報をしっかり伝えていく必要があると自分としては思いますが、市長の率直な考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン接種につきましては、特別臨時接種から定期接種のB類に変更となりましたことから、公的な関与はなくなっているかというふうに思っております。インフルエンザと同様の取扱いになるかというふうに思いますけれども、またいろいろな議員の考えもあると思いますけれども、国からの通知に基づき適切に行ってまいりたいというふうに考えております。ワクチンの有効性、また副反応につきましては、先ほどの課長の答弁とも重複いたしますけれども、国の通知等に基づく科学的知見なども含め、市民への情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど議員の指摘にもありましたけれども、国の言いなりでは地方自治体の意味がないのではないのかといったご意見だったというふうに思います。また、私どもも言いなりというわけではござい

ませんで、これまでも地方分権改革が始まってたしか30年ぐらいたっているかというふうに思います。地方分権、当然国と地方は対等の立場であるというふうに私どもも考えておりますし、またほかの自治体も同様だというふうに思っております。

また、今回ご指摘にはありませんでしたけれども、地方自治法の改正がなされました。昨日だったか、ちょっと日にちあれですけれども、大規模な災害ですとか感染症などの大流行などがあったときには国は地方に対し対応を指示できるという地方自治法の改正が行われたかというふうに思っております。この詳細の中身については、把握はしておりませんが、伝え聞くところによりまして今申し上げたところでございますので、大規模な災害、また今回の議員のご指摘にもありました新型コロナウイルス、この後また違うものが出現するかもしれませんが、感染症の大流行の際には国が地方に対し対応を指示できるということになっているのかなというふうに思っております。ただ、国から恐らくその場合には指示がなされるものというふうに思いますけれども、その中身については議員ご指摘のとおり慎重に考えながら市民の安心、安全を守ってまいりたいというふうに考えています。

また、国も間違えることもあるというご指摘だったと思いますけれども、今回といいますか、このたびの新型コロナウイルス感染症につきましては誰も分からない、世界でも誰もどうしていいのかも分からないという中で専門家がそれぞれ全世界を挙げて考えていった中での選択だったというふうに思っております。専門家の考え方が時には間違えることもあるのかなというふうには思っております。ただ、そのときのよりよい、正しいのではないのかといったところでいえば、ベストエフォートであったのではないのかなと。その中からの仮説下だったとは思いますが、絶対ワクチンが有効だということではなかったかというふうに思います。ですから、市民の皆様方への周知も含めて、国のほうでもそういったことの周知も含めてしてほしいということでは

ないので、そのような対応を取らせていただきました。間違えることも確かであろうかというふうに思いますけれども、そのときのベストエフォートということでは、正しい選択かどうかはまた別として、そのときのよりよい判断であったというふうに考えたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] すみません。ありがとうございます。今回の件、これは今世の中で何が起きているのかということで、こういうことをいま一度考える必要がある、コロナの件に関してはすぐ自分としてはそれが分かりやすい事象だと思っておりますので、いま一度考える必要があることだと思っておりますので、市民生活を守るということに対しても適切な対応、判断というのをお願いしたいと思っております。

次の質問に参ります。件名の2の教育行政についてでございます。項目の1、フッ化物洗口について、要旨の1、現在教育現場で行っているフッ化物洗口についての質問でございますが、コロナ禍で中止していたとありましたが、再開する予定はあるのか、また令和4年度の事務事業点検評価シート、フッ化物洗口の総合評価の理由項目に実施による有効性について周知を行いながら再開に向けた検討を継続するとありましたが、反対にフッ化物は非常に危険、非常に毒性の高いものだとの見解もあり、人体に危険な影響を及ぼす可能性があるといったデータや専門家の意見などもあります。この必要性について見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 市教委では、幼稚園、小学校、中学校において集団フッ化物洗口を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また道教委等の要請もあり、中断しておりました。幼稚園につきましては、本年5月21日より毎週火曜日、金曜日に対象としております4歳児、5歳児の全14名に対して保護者の同意書を徴収した上で再開したところであります。

そこで、議員がおっしゃるフッ化物洗口の危険性でございますが、様々なお立場の方から相反する意見があることは報道等で承知しておりますが、私も市教委といたしましては道及び道教委が推進根拠している昭和60年3月に示された政府見解、平成21年6月に公布、施行された北海道歯・口腔8020推進条例、平成30年3月に道が策定した北海道歯科保健医療推進計画、厚生労働省が令和4年12月に改定したフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方、これらに基づき推進していかなければならないと考えております。現在小中学校におきましては、まだ再開しておりませんが、新型コロナウイルス感染症は5類に移行し、道内小中学校等においても徐々に再開している状況でございます。今後につきましては、道教委からの再開要請もございまして、それに向けて実施体制の整備等調整を図ってまいりたいと考えております。なお、再開に向けてフッ化物洗口について説明した上で保護者から同意書の提出があった子供のみ実施する予定でございます。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕ありがとうございます。様々な事情により小学校、中学校についてはまだ再開してはいないけれども、幼稚園では再開しているとのことで、またこれは別件ではありますが、保育所でも同様に行っていると伺いました。政府見解や条例、計画などに基づいて推進していかなければならないといったことは十分に理解しておりますが、有効性についても虫歯予防には効果的であるといった専門家の論文や統計データなどからも自分も必要性はあると考えておりますが、答弁でもあったとおりその危険性についても意見も多く上がっているのは事実でございます。虫歯予防というところに対しての効果は自分もあると考えておりますが、人の人体ですとか脳といった部分に関しては有害な可能性もあるのではないかと考えております。保護者様からの同意があった子供にのみ実施する、しているということですので、これはお子さん自身自らが判断できるものではないので、有効性だけではな

く危険性なども含めた様々な情報からしっかり保護者の方が判断できる体制づくりといったことを要望して、自分の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 1時41分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、歯科健診について、2、遊休公共施設について、3、エルム高原のイベントについて、議席番号3番、丸山議員。

○3番（丸山勝正君）〔登壇〕議席番号3番、公明党、丸山勝正です。通告に従い、質問いたしますので、ご答弁よろしく願いいたします。

件名1、歯科健診についてでございます。項目1、生活歯援プログラムについて。6月4日から10日は、歯と口の健康週間です。この週間は、歯と口の健康に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防、早期発見、治療を促進することを目的としています。歯科口腔保健の推進に関する法律は、国民の歯科口腔の保健に関連するものとしては初めて制定された法律です。歯科口腔の健康について、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている位置づけるとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔健康の保持に極めて有効であり、国民の保健の向上に寄与するものとしています。第2条では、3つの基本理念が示されています。1つは、歯科疾患について生涯にわたって日常生活において予防に向けた取組を行うとともに、早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること、2つ目は乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び疾患の特性に応じて適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること、そして3つ目は保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、その他の関連施策の有機的な連携を図り、その関係者の協力を得て総合的に

歯科口腔保健を推進することとされています。

基本理念の第1が日常的な歯科疾患の予防であり、早期発見、早期治療であります。歯の健康は、実は体全体の健康と深くつながっており、動脈硬化や心臓病、糖尿病、肺炎、骨粗鬆症等様々な全身疾患の症状抑制や予防との関連性が指摘されています。すなわち、全身の健康を保つためにも歯の健康を保つことが大切であるとのこと。一方、近年生活習慣の変化から歯周病にかかる人の低年齢化が進んでいるとの専門家の声もあります。これらの状況を鑑み、成人歯科健診事業のさらなる充実が望まれます。

基本理念の第2は、乳幼児から高齢者まで人生のライフステージに沿った適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進です。母体の健康のみならず、胎児、乳幼児の健康にとっても大変重要とされています。高齢者にとっても口腔の健康は大切な問題です。高齢になると嚥下、飲み込みの反射が鈍り、口腔内の細菌が唾液や胃液などに混じり、肺に誤って流れ込み、その結果誤嚥性肺炎が発症することがあります。そのことにより、多くの高齢者が命を落としているという現状があります。厚生労働省の調査によりますと、歯科予防先進国のスウェーデンにおける80代の残存歯数は平均21本であるのに対し、日本の80代は13本しかなく、中高年以降から急速に歯を失っていく傾向があるようです。法の第7条では、国民の口腔内の健康を保つ予防に関する知識の普及啓発、その意欲向上に向けた運動の促進などに取り組むことが国及び地方公共団体の責務とされています。そうした中、日本医師会では成人歯科健康診査、生活歯援プログラムを提唱しています。このプログラムは、日本医師会のホームページからダウンロードした質問紙票の20問の質問に答えるだけで具体的なアドバイスをパソコンから出力することができ、判定結果による保健指導のフォローアップは健診会場や地域の歯科医院など自由に設定できるため、日々の仕事が忙しい事務所でも活用できます。生活習慣病を予防し、市民の健康寿命の延伸のためにもこうしたプ

ログラムの活用を提案しますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 生活歯援プログラムの活用についてでございますが、齲歯及び歯周疾患は歯の喪失につながり、食生活や全身の健康に影響を与えます。また、歯と口の健康は、食事や会話を楽しむなど豊かな生活を送るための基礎となるものであります。本市では、妊娠期から高齢者までライフステージに応じて歯科衛生士と管理栄養士が中心となり、齲歯や歯周病予防だけでなく口腔機能の発達、機能低下予防に向けた日頃の食習慣や口腔衛生に対する啓発、相談支援など予防活動に取り組んでおります。また、定期的な歯科健診の推奨とともに、生活習慣病との関連に着目した歯科健診も実施しております。乳幼児期や高齢者への取組は多く行っておりますが、働き盛り世代に向けた取組の充実が課題であり、生活歯援プログラムは忙しい方にもセルフチェックによる自身の口腔状態、口腔衛生に対する意識づけとして有効と思っておりますので、今後周知、活用に向けて検討してまいります。

○議長（竹村恵一君） 丸山議員。

○3番（丸山勝正君） [登壇] ぜひ歯科健診受診の意識向上に活用していただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。件名、遊休公共施設について、項目1、旧赤平中央中学校跡地について、閉校から丸6年の赤平中央中学校跡地について質問させていただきます。まず、経緯として、閉校した平成30年第2回定例会会議録を拝見しましたところ、伊藤議員が同様の件で次のように指摘しております。旧赤平中央中学校の校舎は、耐震強化にもなっておらず、まちの中心地にあり、生協や市立病院があり、人通りも多く、交通量もあるため、安全面からも長く放置しておくわけにもいかないと。当時企画課長であった畠山市長は、中央中学校の跡地につきましても市の中心部にあることや市立病院も近くにありますが、これまで多くのご意見、ご指摘をいただいております。市議会の中でも児

童福祉施設などの可能性も含め様々な議論があったところでございますと答弁されております。この3年後、令和3年、体育館については屋根からの落雪で隣接のコープさっぽろ赤平店所有のフェンスを傷める事故があり、除却されました。跡地の計画に上ったサービス付き高齢者住宅、児童福祉施設、認定こども園、いずれも実現とはならず、6年を経過しました。まず、解体が必要なのではありませんか。公共施設等の管理に関する基本方針、安全確保の実施方針では、供用廃止施設に高い危険性が認められた場合は立入禁止措置などを講じた上で近隣居住環境や周辺景観への影響、建物倒壊の危険性、除却費用などを総合的に考慮して除却の優先順位を決定し、計画的に施設の除却を進めるとあります。冒頭に紹介した指摘どおり、人通りもあり、交通量もあるため、長く放置しておいてよい場所ではありません。畠山市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平中央中学校跡地の活用についてでございますが、旧校舎は昭和50年、51年建築の古い建物で耐震基準も満たしておらず、再利用が極めて困難であるため、令和3年4月改訂の公共施設等総合管理計画の方針では財政状況等を見極めながら解体するとしております。計画改訂当時旧校舎の解体には約1億7,000万円かかると試算され、現在ではさらに上がると予想されることから、多額の予算を要するため実施に踏み切れていない状況であります。

なお、グラウンド部分も含めました敷地の活用方法につきましては、現時点で具体的な計画を持ち合わせておりませんが、議員おっしゃるとおり早期に除却しなければならないとの認識は持っており、引き続き検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 丸山議員。

○3番（丸山勝正君）〔登壇〕 質問を続けます。

その一方で、市立病院、スーパーと赤平市民の生活に密接な施設が隣接する赤平中央中学校跡地の活

用は、赤平市民にとってとても大切です。公共施設基本目標1では、施設の再編や複合化により公共建築物の総量を削減する。基本目標3では、住民、企業、関係団体との協力と連携を進めるとあり、公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、具体的な施設方針を定める際は地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解の下、検討していく必要がある。また、公共施設の利用、維持管理、運営などで住民の意見や民間事業者のノウハウを取り入れていくべきである。そこで、行政のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力、連携して対策を進めていくこととするとあります。赤平市民のため、計画の練り直し、必要な複合施設を造る、あるいは誘致するお考えはありますか、畠山市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧3小学校の方向性につきましては、広報や議会でも報告させていただきましたが、旧中央中学校を含めました公共施設全体につきましても引き続き検討してまいります。平成30年11月に組織されております公共施設管理計画等マネジメント会議を今年度に再開し、現計画と現在の状況の整合性を図りながら計画の練り直しに取り組んでまいります。中央中学校跡地につきましては、あかびら市立病院や商業施設、飲食店などが近接し、議員ご指摘のとおり立地条件がよいことから、いずれ更新時期を迎える公共施設等の移転先の候補地として、あるいは広大な敷地を希望する企業への譲渡も含めて研究する必要があると考えているところであります。いずれにいたしましても、有効な活用方法についての検討を重ねながら今後の計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 丸山議員。

○3番（丸山勝正君）〔登壇〕 今後の計画について、公共施設管理計画等マネジメント会議に期待をいたします。

次の質問に移ります。関連した質問となりますが、公共施設等管理計画について伺います。市は、本年1月、旧3小学校、赤間小学校、豊里小学校、茂尻小学校活用に関わる地域懇談会を開催しました。3番目に行われた茂尻地区では、広報あかびら1月号で住民懇談会などで民間への譲渡を求める声が寄せられているとして、地域懇談会でもその方向性で話が進められていましたが、公共施設等総合管理計画には東公民館は小学校統合後の茂尻小学校校舎を活用して機能を移転し、現建物は売却や活用を検討し、活用策がない場合は除却すると記されています。根底には、茂尻地区の避難所確保の問題がこうした方針になったと思われそうですが、総合管理計画との整合性についてお尋ねいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧茂尻小学校の活用方法についてでございますが、市役所内部での旧3小学校活用検討会議での検討結果や活用検討に関わる地域懇談会などを経て民間活用を目指し、PRを進めることとなりました。閉校後の茂尻小学校を含め、旧3小学校を旧平岸小学校と同様に再利用する場合の改修工事、維持管理、修繕、解体などの費用を試算したところ、建設から約50年が経過した古い建物に係る費用としてはあまりにも高額であり、再利用が極めて困難であるとの結論になったところであります。このことにつきましては、地域の方々にも一定程度のご理解をいただいた上で方向性として導き出されたものでございます。令和3年4月に改訂した赤平市公共施設等総合管理計画では、東公民館の機能を閉校後の茂尻小学校に移転することを基本方針としておりました。申し上げましたとおりの検証結果により、市としてはその方針を変更せざるを得ないと判断したところでございます。地域の方々からは、公共施設としての活用よりも民間企業の誘致を最優先してほしいとのご要望を多くいただいております。

なお、議員ご指摘のとおり、現時点での活用方針と公共施設等総合管理計画の方針に乖離がござい

すことから、今年度再開予定の公共施設等マネジメント会議におきまして同計画の方針に係る部分を改訂してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 丸山議員。

○3番（丸山勝正君）〔登壇〕 茂尻小学校については、国の廃校プロジェクトにも手を挙げたということで伺っております。今後の旧3小学校と先ほど質問いたしました中央中学校跡地も含め、公共施設等マネジメント会議での前進を期待して、次の質問に移ります。

件名、エルム高原のイベントについて、赤平キャンプブレイク2024について。「深呼吸みたいな、ひとときを。」をキャッチコピーに9月21日、22日の2日間、エルム高原リゾートで第3回目となる赤平キャンプブレイクが開催されます。自然豊かなエルム高原リゾートのロケーションに着目し、ぴあ株式会社が企画し、制作、運営を株式会社ウエスが担当しています。このイベントには、2つの柱があるようです。1、キャンプ、エンターテインメントを活用し、地域に集め、つなげ、育てる、エンタメ、赤平の自然に触れる機会をつくり、心身の健全化、キャンプ、音楽を通じ家族、友人、知人との人間関係の構築、思い出づくり、ふだん身近にないことを体験することで子供たちの将来性の拡大、2としてイベントを通じたキャンプマナー、環境意識の促進、夜は騒がない、共用部はきれいにしよう、たき火時のルール等キャンプマナーの促進、ごみ分別をスタッフ常駐により徹底化、キャンプにおいて当たり前を意識づけ、環境配慮の商品を提供し、環境意識の促進など、このようなキャンプマナー啓蒙のイベントが継続できれば、数ある道内のキャンプ場の中でますます評価が高まるのではないのでしょうか。本イベントの昨年2日間の総来場者数は1,800名、今年は2,500名を目標とされており、5月下旬からチケットが販売開始されております。注目の出演アーティスト発表の第1弾は、6月8日に水曜日のカンパネラほか4組が発表されております。現在ヤフー検索窓

に平仮名であかびらと入力、検索しますと、あかびら市立病院、あかびら火まつりの次に赤平キャンプブレイクが上位検索されています。インターネットのページでは、昨年のイベントの様子がユーチューブで見することもできます。昨年の来場者データでは、男女比は男性3割、女性7割、道内の参加者が92%、道外8%、国内のうちほぼ半数が札幌からのお客様で、地元赤平は1.4%という寂しい数字となっております。単日券9,000円、2日間通し券1万6,000円と高額でありまして、しかしながら地元割も設定されており、親同伴であれば小中学校生は無料となっております。一人でも多くの赤平の子供たちにエルム高原の自然の中で行われるこのイベントに参加し、感動を共有してほしいと思います。そして、来年以降も赤平の観光の目玉として市と商工会議所、地元企業の応援も仰ぎながら継続してほしいと思うのですが、当イベントについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平キャンプブレイクについてということでございますが、エルム高原では近年HTB主催のここキャン北海道やチケットぴあ主催の赤平キャンプブレイクなどのキャンプイベントを開催し、今年では地元の方が主催する音楽イベント、楽縁祭が6月30日に行われます。また、振興公社独自でもオフ会などのイベントを行い、市外、道外からもお客様に来ていただき、PRに努めてきたところでございます。特に議員の言われました赤平キャンプブレイクにつきましては、キャンプをしながら音楽やワークショップ、アクティビティーや風土を楽しむことができ、ゆっくりとした時間を過ごしていただけるイベントとして開催されております。これまでも赤平市は後援としてポスター、チラシの設置や物品、資材の調達、お弁当の発注など地元に関わるものについて協力をしてまいりました。また、振興公社と連携し、ボランティアを募るなどイベントの後押しをさせていただいたところでございます。来場者の多くは、札幌市や旭川市からの30代、

40代の年代が多いとのことでしたが、市民の皆様にもイベントを通してエルム高原のよいところを再発見していただき、また楽しんでいただけるよう今後も引き続き協力してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 丸山議員。

○3番（丸山勝正君）〔登壇〕 赤平市にとって本イベントは、民間のノウハウを活用した成功事例となると思います。長年エルム高原を整備してきたギフト、賜り物だと考えます。ぜひ来年以降も継続開催ができるよう、3回目の開催を応援していきたいと思います。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。
ご答弁ありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時14分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)